

平成26年(く)第24号 即時抗告申立事件
申立人 守 大 助

2016年12月2日

進行に関する意見書

仙台高等裁判所 第1刑事部 御 中

申立人弁護士 阿 部 泰 雄

同 佐 藤 正 明

同 小 関 眞

同 野 呂 圭

同 堀 井 実千生

外

1 検察官の平成28年11月4日付回答書について

まず、「求釈明事項2」を改めて確認しておくこととする。

「鑑定書5通では、ベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化法によりイオン化すると、 m/z 258のベースピークイオンが検出されるとしているが、現段階でも、前記の分析結果を維持するのか回答されたい。」というものである。

これに対して、今回検察官はつぎのとおり回答した。

「本件各鑑定書の当該記載の趣旨は、標品のベクロニウムを同鑑定書及び確定審土橋証言において述べられた方法により分析すると m/z 258のベースピークが検出されるというものであり、検察官としては、その証拠価値は高いものと考えている。」と。

そこで、5通の鑑定書の記載を改めて確認してみることにする。

いずれについても、

「ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピークである m/z 258 を（プリカーサイオンとするプロダクトイオンスキャンにおいて）」と記載されている。

この記載の意味は「ベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化でイオン化して質量分析すると、ベースピーク（マススペクトルの中で一番強度の強いイオン）として m/z 258 が検出される。」という意味である。このことは「ベクロニウムを質量分析すると、（ベースピークとして） m/z 258 が出てくることは、科学的に正しい事実、分析化学的に正確な事実である」とする前提において本件土橋鑑定分析を行なったことを意味する。

弁護人求釈明の趣旨は、「土橋鑑定は、ベクロニウムを質量分析すると（ベースピークとして） m/z 258 が出てくることを前提に分析している。この前提を科学的、分析化学的に正しいものとして維持するのか。そしてこれを前提に行なったとする本件土橋鑑定の結果を維持するのか。」ということである。

よって、検察官の前記回答は、弁護人求釈明の趣旨を理解しないものであって、回答拒否に当たる。

よって、改めて、弁護人求釈明の趣旨にそった回答を求めたい。

つぎに、検察官は求釈明事項3について回答しないとしている。

その理由は、土橋鑑定書の定量分析部分であり、志田意見書も、原決定も、この点を問題にしたり言及していないから、原決定の当否を判断すべき当審においては回答を差し控えるというのである。

土橋鑑定の定量分析部分は、当然のことであるが、定性分析部分の結果が正確であることを前提に実施したとしており、定性分析の科学的、分析化学的な正確さと不可分一体のものである。

原決定は、土橋鑑定の分析方法について、「ベクロニウムの定性分析の方法としての正当性を十分に認めることができ（る）」としている（27頁）。そうすると原決定は、土橋鑑定の定量分析部分について「ベクロニウム（未変化体）を対象に分析したものであり分解物を対象にしたものではない。」としていることになる。

以上の点は、原決定の当否に深くかかわっており、原決定の当否を判断すべき当審において、回答を差し控えることは許されない。

よって、改めてつぎのとおり、釈明を求めることとする。

「本件土橋鑑定書では、甲第74、103、129号証において、血液中、尿中に存在したとする化合物の定量を行なったとしているところ、この定量は、ベクロニウムの未変化体を対象としたとするものか、ベクロニウムの分解物を対象としたとするものか、回答されたい。」

2 今後の進行に関する弁護人の意見

前回の「進行に関する意見書」において、弁護人としては、検察官が求釈明事項の2、3について回答することが先決・先行事項と考えているとした。その理由は、弁護人が提出を予定している補充意見書の内容構成如何が、当然、求釈明事項の2、3に対する検察官の回答如何にかかる側面があるためである。

前項1で述べたとおり、検察官は「土橋鑑定の科学的、分析化学的正確性の有無の論議」を回避しようとする姿勢に終始している。

よって、「土橋鑑定の証拠価値が高いものと考えている」と主張する検察官に対し、弁護人としては、求釈明事項の2、3について、改めて、前項1の趣旨にそって真摯に回答されるよう求めたい。

改めて、書面で明確に示されたい。

以上の点についての訴訟指揮を裁判所に求めるものである。

以上